# ID:　162

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 使用料の徴収 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町斎場設置等に関する条例　第5条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第116号 |
| 【根拠条文】(使用料の納付及び還付)第5条　使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。2　前項の規定により納付した使用料は、町長が特別の事由があると認めた場合のほかは、これを還付しないものとする。【基準】根拠条文及び第4条の規定による。(使用料)第4条　斎場の使用料は、別表のとおりとする。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |